

四半期報告書

(第156期第3四半期)

自 2021年10月1日
至 2021年12月31日

日本板硝子株式会社

(E 0 1 1 2 1)

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月7日
【四半期会計期間】	第156期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	日本板硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Sheet Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 森 重樹
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 宮田 昌大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 宮田 昌大
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	4

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	11
2 役員の状況	11

第4 経理の状況

1 要約四半期連結財務諸表	
(1) 要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書	13
要約四半期連結損益計算書	13
要約四半期連結包括利益計算書	15
(2) 要約四半期連結貸借対照表	17
(3) 要約四半期連結持分変動計算書	19
(4) 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	20
(5) 要約四半期連結財務諸表注記	21
2 その他	41

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第155期 第3四半期連結 累計期間	第156期 第3四半期連結 累計期間	第155期
会計期間	自 2020年 4月1日 至 2020年 12月31日	自 2021年 4月1日 至 2021年 12月31日	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日
売上高 (第3四半期連結会計期間) (百万円)	357,350 (135,819)	442,961 (152,274)	499,224
税引前四半期利益又は税引前利益 (△は損失) (第3四半期連結会計期間) (百万円)	△12,479 (3,493)	15,440 (713)	△17,171
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)利益(△は損失) (第3四半期連結会計期間) (百万円)	△13,938 (3,377)	8,633 (35)	△16,930
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)包括利益 (第3四半期連結会計期間) (百万円)	△13,461 (11,582)	31,615 (9,136)	△13,411
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	61,261	97,190	62,937
総資産額 (百万円)	777,984	858,843	824,963
親会社所有者帰属持分比率 (%)	7.9	11.3	7.6
親会社の所有者に帰属する基本的 1株当たり四半期(当期)利益 (△は損失) (第3四半期連結会計期間) (円)	△170.01 (31.83)	78.98 (△5.04)	△208.32
親会社の所有者に帰属する希薄化後 1株当たり四半期(当期)利益 (△は損失) (第3四半期連結会計期間) (円)	△170.01 (23.72)	60.78 (△5.04)	△208.32
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,739	21,140	21,053
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△33,296	△20,086	△25,589
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	28,261	△11,959	13,537
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	41,319	44,568	53,500

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成された四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいています。

2【事業の内容】

第2四半期連結会計期間において、当社グループは、高機能ガラス事業の一部であるバッテリーセパレーター事業を譲渡しました。これに伴い、バッテリーセパレーター事業に属する天津日硝玻璃纖維有限公司(Tianjin NGF Glass Fiber Co.,Ltd.)等の関係会社も譲渡されています。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当社グループが前事業年度の有価証券報告書で開示した事業等のリスクの分析については、当第3四半期連結累計期間においても引き続き有効なものと考えています。当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更等はありません。

また、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は、当第3四半期連結累計期間においては存在していません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものです。全ての財務数値は、国際会計基準（IFRS）ベースで記載しています。

（1）業績の状況

当社グループが事業を行う事業環境は、当第3四半期も引き続き事業によって濃淡がありました。建築用ガラス市場は、多くの地域で建築や改修改築活動が回復したことを受け、全般的に好調でした。また、太陽電池パネル用ガラスの需要も堅調でした。高機能ガラス市場も、多くの地域で力強い消費者需要の恩恵を受けました。一方で、自動車用ガラス市場は、半導体を中心に自動車部品不足の影響を受け、自動車生産台数が制約されたため、需要は低調でした。

当社グループの当第3四半期連結累計売上高は、前年同期比24%増の4,430億円（前年同期は3,574億円）でした。新型コロナウイルス感染拡大に伴うロックダウン規制の影響を特に第1四半期に大きく受けた前年同期に比べ、累計売上高は大幅に改善しました。為替影響を除く売上高は前年同期比18%増でした。営業利益は145億円（前年同期は80億円）となりました。個別開示項目収益（純額）は44億円で、この金額には第2四半期に計上したバッテリーセパレーター事業の譲渡益も含まれます。前年同期は新型コロナウイルス感染症関連の個別開示項目費用を含めて138億円の損失でした。結果として営業利益の改善と個別開示項目収益により、親会社の所有者に帰属する四半期利益は86億円（前年同期は139億円の損失）となりました。

当社グループの事業は建築用ガラス事業、自動車用ガラス事業、高機能ガラス事業の3種類のコア製品分野からなっています。

「建築用ガラス事業」は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内装外装用加工ガラス製品を製造・販売しており、当第3四半期連結累計期間における当社グループの売上高のうち47%を占めています。太陽電池パネル用ガラス事業も、ここに含まれます。

「自動車用ガラス事業」は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しており、当社グループの売上高のうち46%を占めています。

「高機能ガラス事業」は、当社グループの売上高のうち7%を占めており、ディスプレイのカバーガラスなどに用いられる薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイドの製造・販売、並びにエンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、いくつかの事業からなっています。

「その他」には、全社費用、連結調整、前述の各セグメントに含まれない小規模な事業、並びにピルキンソン社買収に伴い認識された無形資産の償却費が含まれています。

セグメント別の業績概要は下表の通りです。

（単位：百万円）

	売上高		個別開示項目前営業利益（△は損失）	
	当第3四半期 連結累計期間	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	前第3四半期 連結累計期間
建築用ガラス事業	206,863	156,084	20,406	11,521
自動車用ガラス事業	203,295	173,596	△5,925	△1,071
高機能ガラス事業	30,773	26,593	7,782	4,508
その他	2,030	1,077	△7,739	△6,934
合計	442,961	357,350	14,524	8,024

建築用ガラス事業

当第3四半期連結累計期間における建築用ガラス事業の売上高は2,069億円（前年同期は1,561億円）、営業利益は204億円（前年同期は115億円）となりました。売上高・営業利益ともに、第1四半期に新型コロナウイルス感染拡大による影響を大きく受けた前年同期から改善しました。売上高は好調でしたが、営業利益は引き続きエネルギーコストを中心とする投入コスト上昇の影響を大きく受けました。

欧州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の41%を占めています。供給能力を上回る好調な需要により販売数量および価格が上昇し、売上高が増加しました。エネルギーを中心とする燃料費や輸送費及び原材料価格上昇の影響を受けたものの、好調な生産性と厳格なコスト管理によって軽減し、前年同期から営業利益も増加しました。

アジアにおける建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の31%を占めています。売上高・営業利益ともに前年同期を上回りました。日本における売上高は、当第3四半期も引き続き回復を見せ、その他の東南アジア市場もロックダウン規制の緩和を受けて好調でした。太陽電池パネル用ガラスの需要も堅調でした。

米州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の28%を占めています。米州は前年同期比増収増益となりました。フロート窯の定期修繕や輸送用のコンテナ不足により出荷が制約された影響を多少受けましたが、販売数量は前年同期比で回復しました。太陽電池パネル用ガラスの売上は引き続き好調でした。

自動車用ガラス事業

当第3四半期連結累計期間における自動車用ガラス事業の売上高は2,033億円（前年同期は1,736億円）、営業損失は59億円（前年同期は11億円の損失）となりました。自動車用ガラス事業の売上高は、第1四半期に新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けた前年同期から大幅に改善しました。消費者の自動車需要は強いものの、自動車生産が半導体を中心とした部品不足により制約されたため、当社グループの製品需要にも大きな影響がありました。自動車生産の制約と投入コストの増加の結果、営業損失は前年同期から拡大しました。

欧州における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の42%を占めています。売上高は、第1四半期に新型コロナウイルス感染拡大により需要が激減した前年同期を大幅に上回りました。しかしながら、半導体を中心とする部品不足により自動車生産が制約された結果、販売数量は大きな影響を受けました。収益性は、投入コストの増加と低調な設備稼働率の影響を受けました。

アジアにおける自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の22%を占めています。売上高は前年同期と同水準となりました。日本においては、当第3四半期の自動車販売は低迷し、自動車生産についても半導体不足の影響による制約を受けました。マレーシアにおいては、第2四半期半ばまでにおけるロックダウン規制により自動車メーカーの生産が休止し、当社グループの製品需要も影響を受けました。

米州における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の36%を占めています。米州の累計売上高は前年同期を大きく上回りました。ロックダウン等の規制が解除された効果による改善がありました。半導体不足による自動車生産台数制約の影響を一部受けました。

高機能ガラス事業

当第3四半期連結累計期間における高機能ガラス事業の売上高は308億円（前年同期は266億円）、営業利益は78億円（前年同期は45億円）となりました。新型コロナウイルス感染拡大による影響があった前年同期に対して、事業環境は好転し、引き続き増収増益となりました。

ファインガラス事業では、継続的なコスト削減と販売構成の改善により、業績改善が一層進みました。情報通信デバイス事業では、在宅勤務やオンライン授業の普及によりプリンターに使用されるレンズの販売数量が引き続き増加しました。エンジンのタイミングベルト用グラスコードの需要は、堅調でした。メタシャイン®の売上高については、自動車向けや化粧品向けの市場で需要低迷が長く続いていましたが、回復を見せています。

当社グループはバッテリーセパレーター事業を第2四半期に譲渡しました。詳細については2021年9月1日付で公表した「（開示事項の経過）バッテリーセパレーター事業の会社分割（簡易吸収分割）による当社完全子会社への承継および当該当社完全子会社株式の譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。この譲渡に伴う利益は個別開示項目に計上されています。個別開示項目の概要については、第4経理の状況（5）要約四半期連結財務諸表注記（f）個別開示項目をご参照ください。

持分法適用会社

当第3四半期連結累計期間における持分法による投資利益は56億円（前年同期は8億円）となり、前年同期を上回りました。これは主にブラジルの建築用ガラスの持分法適用会社であるCebrace社の業績が改善したことが要因です。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、211億円のプラスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローは201億円のマイナスで、これには有形固定資産の取得による260億円の支出およびバッテリーセパレーター事業の譲渡による62億円の収入を含みます。以上より、フリー・キャッシュ・フローは11億円のプラス（前年同期は286億円のマイナス）となりました。

(3) 経営方針、経営戦略並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更等はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は、61億円となりました。事業別の内訳は、建築用ガラス事業にて18億円、自動車用ガラス事業にて18億円、高機能ガラス事業にて7億円、その他において18億円となりました。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

2021年12月末時点の総資産は8,588億円となり、2021年3月末時点から339億円増加しました。

当社グループの資本の源泉としては、事業活動からの営業キャッシュ・フロー、銀行からの借入金、リース契約、又は資本が挙げられます。2021年12月末現在、当社グループの総借入残高の構成割合は、銀行からの借入金92%、リース契約等が8%となっています。

当社グループは、最適な調達方法と調達期間の組み合わせにより、適切なコストで安定的に資金を確保することを、資金調達の基本方針としています。

2021年12月末時点のネット借入残高は、2021年3月末から42億円減少して4,076億円となりました。ネット借入の減少は主に、デリバティブ金融資産の増加によるものです。また総借入残高は4,758億円となりました。当社グループは2021年12月31日時点で未使用の融資枠を805億円保有しており、これに加えて未引き出しのコミット型タームローンが429億円あります。

資本合計は1,181億円となり、2021年3月末時点の798億円から383億円増加しました。資本合計の増加は主に、当第3四半期連結累計期間の当期利益の計上とキャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動、そして円安影響によるものです。デリバティブ金融資産は、主に当第3四半期連結累計期間における天然ガスの価格上昇に伴い、当社グループのエネルギーヘッジ契約の再評価益により増加しました。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	177,500,000
A種種類株式	40,000
計	177,500,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は177,540,000株であり、当社定款に定める発行可能株式総数177,500,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることについては、会社法上要求されていません。

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数 (株)(注1) (2022年2月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	90,933,999	90,960,399	東京証券取引所第一部	単元株式数 100株(注2)
A種種類株式	30,000	30,000	非上場	単元株式数 1株(注3)
計	90,963,999	90,990,399	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2022年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

2. 完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式です。

3. A種種類株式の内容は以下の通りです。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。)に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、配当基準日が2018年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円(以下、「払込金額相当額」という。)に、4.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2018年4月1日以降に開始し2020年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2020年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、6.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2017年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、2017年3月31日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数(但し、当該配当基準日が2017年3月末日に終了する事業年度に属する場合、かかる実日数から1日を減算する。)につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる

同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2018年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率4.5%の利率で、当該事業年度が2018年4月1日以降に開始し2020年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2020年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率6.5%の利率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、2017年4月1日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

なお別途、A種種類株式発行にかかる引受契約書において、A種種類株主は、原則として2020年7月1日以降においてのみ普通株式対価取得請求ができるものと転換制限が付されていたが、転換制限解除事由の発生により、2020年5月22日以降、A種種類株主は当該取得請求権を行使することが可能となっている。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するかとの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- ① 2017年4月1日から2017年6月30日まで : 1.05
- ② 2017年7月1日から2018年6月30日まで : 1.08
- ③ 2018年7月1日から2019年6月30日まで : 1.15
- ④ 2019年7月1日から2020年6月30日まで : 1.22
- ⑤ 2020年7月1日から2021年6月30日まで : 1.29
- ⑥ 2021年7月1日から2022年6月30日まで : 1.36
- ⑦ 2022年7月1日以降 : 1.43

(3) 当初取得価額

846.5円

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。

なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{合併前発行済普通株式数}}{\text{合併後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式} \\ \text{数－当社が保有す} \\ \text{る普通株式の数)} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times \text{1株当たり} \\ \text{払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式

を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2018年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部（但し、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限り、かつ、当該取得後におけるA種種類株主の保有するA種種類株式の合計数が4,000株以上となる場合に限る。）を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii)A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本5.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- | | |
|---------------------------|--------|
| ① 2018年4月1日から2018年6月30日まで | : 1.08 |
| ② 2018年7月1日から2019年6月30日まで | : 1.15 |
| ③ 2019年7月1日から2020年6月30日まで | : 1.22 |
| ④ 2020年7月1日から2021年6月30日まで | : 1.29 |
| ⑤ 2021年7月1日から2022年6月30日まで | : 1.36 |
| ⑥ 2022年7月1日以降 | : 1.43 |

6. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためです。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残 高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残 高 (百万円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	-	90,963,999	-	116,685	-	45,007

(注) 2022年1月1日から2022年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が26,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ9百万円増加しています。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

(2021年12月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 30,000	—	(1) [株式の総数等]に記載の通り
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 24,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 90,691,200	906,912	—
単元未満株式	普通株式 218,199	—	—
発行済株式総数	90,963,999	—	—
総株主の議決権	—	906,912	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の中には、証券保管振替機構名義株式が100株 (議決権1個) 含まれています。

② 【自己株式等】

(2021年12月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本板硝子(株)	東京都港区三田 三丁目5番27号	24,600	—	24,600	0.02
計	—	24,600	—	24,600	0.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	(5) (e)	442,961	357,350
売上原価		△342,516	△272,576
売上総利益		100,445	84,774
その他の収益		1,392	1,038
販売費		△39,108	△31,782
管理費		△44,549	△42,220
その他の費用		△3,656	△3,786
個別開示項目前営業利益	(5) (e)	14,524	8,024
個別開示項目収益	(5) (f)	5,037	7,244
個別開示項目費用	(5) (f)	△685	△21,083
個別開示項目後営業利益 (△は損失)		18,876	△5,815
金融収益	(5) (g)	1,419	1,583
金融費用	(5) (g)	△10,443	△9,092
持分法による投資利益		5,588	845
税引前四半期利益 (△は損失)		15,440	△12,479
法人所得税	(5) (h)	△4,918	△1,025
四半期利益 (△は損失)		10,522	△13,504
非支配持分に帰属する四半期利益		1,889	434
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (△は損失)		8,633	△13,938
		10,522	△13,504
親会社の所有者に帰属する1株当たり 四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	(5) (i)	78.98	△170.01
希薄化後1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	(5) (i)	60.78	△170.01

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	当第3四半期連結会計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期連結会計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
売上高	(5) (e)	152,274	135,819
売上原価		△120,706	△103,710
売上総利益		31,568	32,109
その他の収益		610	318
販売費		△13,686	△11,845
管理費		△15,605	△14,592
その他の費用		△1,063	△1,204
個別開示項目前営業利益	(5) (e)	1,824	4,786
個別開示項目収益	(5) (f)	56	4,438
個別開示項目費用	(5) (f)	△230	△4,652
個別開示項目後営業利益		1,650	4,572
金融収益	(5) (g)	376	770
金融費用	(5) (g)	△3,556	△2,891
持分法による投資利益		2,243	1,042
税引前四半期利益		713	3,493
法人所得税	(5) (h)	252	202
四半期利益		965	3,695
非支配持分に帰属する四半期利益		930	318
親会社の所有者に帰属する四半期利益		35	3,377
		965	3,695
親会社の所有者に帰属する1株当たり 四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	(5) (i)	△5.04	31.83
希薄化後1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	(5) (i)	△5.04	23.72

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期利益 (△は損失)		10,522	△13,504
その他の包括利益：			
純損益に振り替えられない項目			
確定給付制度の再測定 (法人所得税控除後)		3,019	△8,116
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する 持分金融商品の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)		1,265	1,719
純損益に振り替えられない項目合計		4,284	△6,397
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		7,290	△413
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する その他の金融資産の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)		237	△89
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 純変動 (法人所得税控除後)	(5) (j)	10,310	4,752
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		17,837	4,250
その他の包括利益合計 (法人所得税控除後)		22,121	△2,147
四半期包括利益合計		32,643	△15,651
非支配持分に帰属する四半期包括利益		1,028	△2,190
親会社の所有者に帰属する四半期包括利益		31,615	△13,461
		32,643	△15,651

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	当第3四半期連結会計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期連結会計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
四半期利益		965	3,695
その他の包括利益：			
純損益に振り替えられない項目			
確定給付制度の再測定 (法人所得税控除後)		3,062	△100
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する 持分金融商品の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)		69	2,730
純損益に振り替えられない項目合計		3,131	2,630
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		7,362	2,996
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する その他の金融資産の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)		218	△119
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 純変動 (法人所得税控除後)	(5) (j)	△1,596	1,811
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		5,984	4,688
その他の包括利益合計 (法人所得税控除後)		9,115	7,318
四半期包括利益合計		10,080	11,013
非支配持分に帰属する四半期包括利益		944	△569
親会社の所有者に帰属する四半期包括利益		9,136	11,582
		10,080	11,013

(2) 【要約四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (2021年12月31日)	前連結会計年度末 (2021年3月31日)
資産		
非流動資産		
のれん	100,788	99,016
無形資産	48,333	48,761
有形固定資産	320,556	316,788
投資不動産	143	214
持分法で会計処理される投資	24,932	18,870
退職給付に係る資産	23,999	23,335
契約資産	728	988
売上債権及びその他の債権	16,460	14,389
その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産	22,634	18,439
デリバティブ金融資産	3,768	362
繰延税金資産	34,998	33,816
	<u>597,339</u>	<u>574,978</u>
流動資産		
棚卸資産	124,959	111,910
契約資産	1,878	1,322
売上債権及びその他の債権	61,658	65,810
デリバティブ金融資産	10,814	904
現金及び現金同等物	53,684	58,673
	<u>252,993</u>	<u>238,619</u>
売却目的で保有する資産	8,511	11,366
	<u>261,504</u>	<u>249,985</u>
資産合計	<u>858,843</u>	<u>824,963</u>

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (2021年12月31日)	前連結会計年度末 (2021年3月31日)
負債及び資本		
流動負債		
社債及び借入金	146,753	120,994
デリバティブ金融負債	1,409	729
仕入債務及びその他の債務	130,052	138,527
契約負債	6,809	5,749
引当金	12,715	17,860
繰延収益	440	504
	298,178	284,363
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	2,427	3,450
	300,605	287,813
非流動負債		
社債及び借入金	327,160	349,146
デリバティブ金融負債	514	841
仕入債務及びその他の債務	3,597	3,710
契約負債	5,717	6,037
繰延税金負債	22,181	16,176
退職給付に係る負債	56,699	61,002
引当金	21,142	17,391
繰延収益	3,099	3,085
	440,109	457,388
負債合計	740,714	745,201
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	116,685	116,643
資本剰余金	155,275	155,245
利益剰余金	△67,439	△81,692
利益剰余金 (IFRS移行時の累積換算差額)	△68,048	△68,048
その他の資本の構成要素	△39,283	△59,211
	97,190	62,937
親会社の所有者に帰属する持分合計	97,190	62,937
非支配持分	20,939	16,825
資本合計	118,129	79,762
負債及び資本合計	858,843	824,963

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	利益剰余 金 (IFRS 移行時の 累積換算 差額)	その他の 資本の 構成要素	親会社の所 有者に帰属 する持分合 計	非支配 持分	資本合計
2021年4月1日残高	116,643	155,245	△81,692	△68,048	△59,211	62,937	16,825	79,762
四半期包括利益合計			11,652		19,963	31,615	1,028	32,643
超インフレの調整			4,551			4,551	3,881	8,432
剰余金の配当			△1,950			△1,950	△795	△2,745
譲渡制限付株式報酬	25	13				38		38
新株予約権の増減	17	17			△34	0		0
自己株式の取得					△1	△1		△1
自己株式の処分		△0			0	0		0
2021年12月31日残高	116,685	155,275	△67,439	△68,048	△39,283	97,190	20,939	118,129

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	利益剰余 金 (IFRS 移行時の 累積換算 差額)	その他の 資本の 構成要素	親会社の所 有者に帰属 する持分合 計	非支配 持分	資本合計
2020年4月1日残高	116,607	155,222	△54,276	△68,048	△75,893	73,612	14,582	88,194
四半期包括利益合計			△22,054		8,593	△13,461	△2,190	△15,651
超インフレの調整			2,786			2,786	2,218	5,004
剰余金の配当			△1,650			△1,650	△383	△2,033
譲渡制限付株式報酬	26	0				26		26
新株予約権の増減	3	3			△6	—		—
自己株式の取得					△1	△1		△1
非支配持分との資本取引			△51			△51	1,062	1,011
2020年12月31日残高	116,636	155,225	△75,245	△68,048	△67,307	61,261	15,289	76,550

(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
営業活動による現金生成額	(5) (m)	30,061	12,525
利息の支払額		△8,390	△7,245
利息の受取額		2,763	2,285
法人所得税の支払額		△3,294	△2,826
営業活動によるキャッシュ・フロー		21,140	4,739
投資活動によるキャッシュ・フロー			
持分法適用会社からの配当金受領額		98	1,818
ジョイント・ベンチャー及び関連会社の取得による支出		-	△3,335
ジョイント・ベンチャー及び関連会社の売却による収入		1	384
子会社の取得による支出 (取得時に保有する現金及び現金同等物控除後)		-	△71
子会社の売却による収入 (売却時に保有する現金及び現金同等物控除後)		6,201	△376
有形固定資産の取得による支出		△25,987	△30,500
有形固定資産の売却による収入		354	552
無形資産の取得による支出		△848	△907
無形資産の売却による収入		-	5
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の取得による支出		△1,783	△1,232
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の売却による収入		2	629
貸付金による支出		△1,930	△653
貸付金の返済による収入		3,806	390
投資活動によるキャッシュ・フロー		△20,086	△33,296
財務活動によるキャッシュ・フロー			
親会社の株主への配当金の支払額		△1,959	△1,652
非支配持分株主への配当金の支払額		△795	△383
社債償還及び借入金返済による支出		△46,262	△23,831
社債発行及び借入れによる収入		37,058	53,117
自己株式の取得による支出		△1	△1
非支配持分株主との資本取引による収入		-	1,011
その他		0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー		△11,959	28,261
現金及び現金同等物の増減額		△10,905	△296
現金及び現金同等物の期首残高	(5) (n)	53,500	40,512
現金及び現金同等物に係る換算差額		1,169	351
超インフレの調整	(5) (p)	804	752
現金及び現金同等物の四半期末残高	(5) (n)	44,568	41,319

(5) 【要約四半期連結財務諸表注記】

(a) 報告企業

当社及び連結子会社（以下、当社グループ）は、建築用及び自動車用ガラスの生産・販売における世界的なリーディング・カンパニーであると共に、様々なハイテク分野で活躍する高機能ガラス事業を展開しています。当社グループの親会社である日本板硝子株式会社は、日本に所在する企業であり、東京証券取引所にて株式を上場しています。当社の登記されている本社の住所は、東京都港区三田三丁目5番27号です。

(b) 作成の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、四半期連結財務諸表規則）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。

当社は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に定める要件を満たしており、同条に定める指定国際会計基準特定会社に該当します。

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、投資不動産、デリバティブ金融資産及び負債、その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産、及びアルゼンチンの子会社における超インフレ会計の適用を除き、取得原価を基礎として作成されています。

本要約四半期連結財務諸表は、2022年2月7日に当社取締役代表執行役社長兼CEO森 重樹及び当社最高財務責任者である執行役常務CFO楠瀬 玲子によって承認されています。

要約四半期連結財務諸表の表示通貨は日本円であり、特に注釈の無い限り、百万円単位での四捨五入により表示しています。

(c) 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度（2021年3月期）に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。

(d) 重要な会計上の見積り、判断及び仮定

当社グループは、将来に関する見積り及び仮定の設定を行っています。会計上の見積りの結果は、その定義上、関連する実際の結果と異なることがあります。

見積り及び判断は、継続的に評価され、過去の経験及び他の要因（状況により合理的であると認められる将来事象の発生見込みを含む）に基づいています。

当社グループは、損益計算書において定額で償却されないのれん及び無形資産について減損の兆候を定期的に検討しており、前連結会計年度（2021年3月期）の連結財務諸表においては、減損までの余裕度が最も少ない資金生成単位は「自動車用ガラス事業 欧州」であると注記しました。

当第3四半期連結累計期間においては、投入コストの高騰や自動車メーカーからの注文がサプライチェーンの影響で低調であったという厳しい状況がある一方で、当社グループが影響を受ける市場の消費者需要は引き続き旺盛でした。当社グループはのれん及び無形資産の評価について、この底堅い需要が継続するという仮定に基づき判断しています。建築用ガラス事業においては、当社グループは投入コスト上昇の影響を吸収できる販売価格を維持できるものと見込んでいます。また自動車用ガラス事業においては、当年度の需要を抑制していた自動車部品不足が次第に解消していくと見込んでいます。今後の回復状況については引き続き注視をしております。

(e) セグメント情報

当社グループはグローバルに事業活動を行っており、以下の報告セグメントを有しています。

建築用ガラス事業は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内装外装用加工ガラス製品を製造・販売しています。このセグメントには、太陽電池パネル用ガラス事業も含まれます。

自動車用ガラス事業は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しています。

高機能ガラス事業は、ディスプレイのカバーガラスなどに用いられる薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイドの製造・販売、エンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、いくつかの事業からなっています。

その他の区分は、本社費用、連結調整（ピルキントン社買収により生じたのれん及び無形資産にかかる償却及び減損に係る費用を含む）並びに上記報告セグメントに含まれない事業セグメントです。

また、外部顧客への売上高について欧州、アジア（日本を含む）、米州（北米・南米）に分解しています。

当社グループの売上高は、ガラス製品の売上高など一時点で認識するものと、サービスの売上高など一定期間にわたって認識するものから構成されています。当社グループの売上高全体に対し、サービスの売上高など一定期間にわたって認識するものが占める割合が小さいことから、期中の財務報告では分けて開示することはしていません。

当第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間において、ピルキントン買収に係る償却費はそれぞれ841百万円と1,242百万円であり、「その他」のセグメント利益にそれぞれ含まれています。

当第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
セグメント売上高計	214,513	205,099	32,192	4,051	455,855
セグメント間売上高	△7,650	△1,804	△1,419	△2,021	△12,894
外部顧客への売上高	206,863	203,295	30,773	2,030	442,961
外部顧客への売上高 地域別区分への分解					
欧州	84,236	86,382	5,872	1,301	177,791
アジア	64,717	44,397	23,969	729	133,812
米州	57,910	72,516	932	-	131,358
個別開示項目前営業利益 （セグメント利益）（△は損失）	20,406	△5,925	7,782	△7,739	14,524
個別開示項目収益	106	460	4,410	61	5,037
個別開示項目費用	△52	△161	△67	△405	△685
個別開示項目後営業利益 （△は損失）					18,876
金融費用（純額）					△9,024
持分法による投資利益（△は損失）					5,588
税引前四半期利益（△は損失）					15,440
法人所得税					△4,918
四半期利益（△は損失）					10,522

前第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
セグメント売上高計	163,470	174,474	28,267	3,206	369,417
セグメント間売上高	△7,386	△878	△1,674	△2,129	△12,067
外部顧客への売上高	156,084	173,596	26,593	1,077	357,350
外部顧客への売上高 地域別区分への分解					
欧州	60,639	72,113	4,550	617	137,919
アジア	58,295	43,382	21,247	460	123,384
米州	37,150	58,101	796	—	96,047
個別開示項目前営業利益 （セグメント利益）（△は損失）	11,521	△1,071	4,508	△6,934	8,024
個別開示項目収益	1,255	4,377	935	677	7,244
個別開示項目費用	△7,349	△11,154	△723	△1,857	△21,083
個別開示項目後営業利益 （△は損失）					△5,815
金融費用（純額）					△7,509
持分法による投資利益（△は損失）					845
税引前四半期利益（△は損失）					△12,479
法人所得税					△1,025
四半期利益（△は損失）					△13,504

当第3四半期連結会計期間（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
セグメント売上高計	77,462	68,746	9,205	905	156,318
セグメント間売上高	△2,618	△672	△111	△643	△4,044
外部顧客への売上高	74,844	68,074	9,094	262	152,274
外部顧客への売上高 地域別区分への分解					
欧州	29,346	27,303	1,989	2	58,640
アジア	24,452	16,413	6,805	260	47,930
米州	21,046	24,358	300	-	45,704
個別開示項目前営業利益 （セグメント利益）（△は損失）	6,766	△4,854	2,072	△2,160	1,824
個別開示項目収益	76	4	△32	8	56
個別開示項目費用	△29	△47	△67	△87	△230
個別開示項目後営業利益 （△は損失）					1,650
金融費用（純額）					△3,180
持分法による投資利益（△は損失）					2,243
税引前四半期利益（△は損失）					713
法人所得税					252
四半期利益（△は損失）					965

前第3四半期連結会計期間（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
セグメント売上高計	60,044	68,578	10,795	1,386	140,803
セグメント間売上高	△3,046	△345	△677	△916	△4,984
外部顧客への売上高	56,998	68,233	10,118	470	135,819
外部顧客への売上高 地域別区分への分解					
欧州	22,410	28,809	1,846	367	53,432
アジア	20,476	17,571	7,985	103	46,135
米州	14,112	21,853	287	—	36,252
個別開示項目前営業利益 （セグメント利益）（△は損失）	4,261	1,337	2,002	△2,814	4,786
個別開示項目収益	340	3,263	829	6	4,438
個別開示項目費用	△939	△1,765	△361	△1,587	△4,652
個別開示項目後営業利益 （△は損失）					4,572
金融費用（純額）					△2,121
持分法による投資利益（△は損失）					1,042
税引前四半期利益（△は損失）					3,493
法人所得税					202
四半期利益（△は損失）					3,695

当第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）における報告セグメントのネット・トレーディング・アセットと資本的支出は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
ネット・トレーディング・アセット	161,301	170,649	28,020	4,260	364,230
資本的支出（無形資産含む）	6,432	7,710	646	469	15,257

前第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）における報告セグメントのネット・トレーディング・アセットと資本的支出は以下の通りです。

（単位：百万円）

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
ネット・トレーディング・アセット	160,788	154,795	33,643	4,586	353,812
資本的支出（無形資産含む）	19,952	4,660	570	427	25,609

ネット・トレーディング・アセットは、有形固定資産、投資不動産、無形資産（企業結合に係るものを除く）、棚卸資産、売上債権及びその他の債権（金融債権を除く）、仕入債務及びその他の債務（金融債務を除く）、契約資産及び契約負債によって構成されています。

資本的支出は有形固定資産（自社所有資産）及び無形資産の追加取得によるものです。

(f) 個別開示項目

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
個別開示項目（収益）：		
バッテリーセパレーター事業の譲渡による利益（注1）	4,407	-
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る政府支援による収益（注2）	404	2,335
リストラクチャリング引当金の戻入益（注3）	194	-
有形固定資産等の減損損失の戻入益（注4）	5	755
係争案件の解決に係る収益（注5）	-	3,423
ジョイント・ベンチャーの売却による利益（注6）	-	697
その他	27	34
	5,037	7,244
個別開示項目（費用）：		
係争案件の解決に係る費用（注5）	△320	△324
リストラクチャリング費用 （雇用契約の終了に係る費用を含む） （注3）	△118	△3,997
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による設備休止等に係る費用（注2）	-	△16,340
退職給付に係る負債の過去勤務費用（注7）	-	△217
設備休止に係る費用（注8）	-	△201
その他	△247	△4
	△685	△21,083
	4,352	△13,839

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期連結会計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
個別開示項目（収益）：		
バッテリーセパレーター事業の譲渡による利益（注1）	△33	-
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る政府支援による収益（注2）	-	210
リストラクチャリング引当金の戻入益（注3）	85	-
有形固定資産等の減損損失の戻入益（注4）	1	755
係争案件の解決に係る収益（注5）	-	3,423
ジョイント・ベンチャーの売却による利益（注6）	-	50
その他	3	-
	56	4,438
個別開示項目（費用）：		
係争案件の解決に係る費用（注5）	△116	△109
リストラクチャリング費用 （雇用契約の終了に係る費用を含む） （注3）	△38	△2,933
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による設備休止等に係る費用（注2）	-	△1,403
退職給付に係る負債の過去勤務費用（注7）	-	△217
設備休止に係る費用（注8）	-	10
その他	△76	-
	△230	△4,652
	△174	△214

(注1) バッテリーセパレーター事業の譲渡による利益は、第2四半期連結会計期間において、当該事業を譲渡したことによるものです。当社は、2021年5月10日付けで、米国に本社を置くENTEK Technology Holdings LLCが日本国内に設立する子会社に、当該事業を譲渡する株式譲渡契約を締結し、2021年9月1日付けで譲渡が完了しました。

(注2) 当第3四半期連結累計期間および前第3四半期連結累計期間において、当社グループは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延が続く中で、設備と労働力を維持するための様々な政府の補助金を受けています。これらの補助金は個別開示項目（収益）として計上しています。

前第3四半期連結累計期間において、当社グループは、COVID-19のまん延により影響を受ける直接費とそれに直接関連する回収不能な事業運営コストを個別開示項目（費用）として計上しています。これらには、COVID-19により生産活動に従事できない従業員への給与支払や休止設備の維持費用、施設の安全な作業環境整備のために生じた清掃費用のような直接費用が含まれます。当第3四半期連結累計期間におけるCOVID-19関連費用は、前第3四半期連結累計期間に比べて重要性が低いため、個別開示項目（費用）として計上していません。

(注3) リストラクチャリング費用の多くは従業員の雇用契約の終了に伴う費用を含むものです。当第3四半期連結累計期間におけるリストラクチャリング引当金の戻入益は、前連結会計年度において計上した引当金に係るものです。

前第3四半期連結累計期間におけるリストラクチャリング費用は、東南アジアの建築用ガラス事業と欧州の自動車用ガラス事業において発生したものです。

(注4) 当第3四半期連結累計期間における有形固定資産等の減損損失の戻入益は、建築用ガラス事業の欧州とアジアに関係するものです。

前第3四半期連結累計期間における有形固定資産等の減損損失の戻入益は、ベトナムにおける建築用ガラス事業に関係するものです。

(注5) 当第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間における係争案件の解決に係る収益及び費用は、過去の取引に起因した訴訟により発生したものです。

(注6) 前第3四半期連結累計期間におけるジョイント・ベンチャーの売却による利益は、フロートガラス製造拠点を有するJiangsu Pilkington SYP Glass Co., Ltd (中国) の当社グループの株式持分の売却に伴い、過年度に連結包括利益計算書を通じて認識していた在外営業活動体の換算差額の累計額を組替調整したことによるものです。

(注7) 前第3四半期連結累計期間における退職給付債務に係る負債の過去勤務費用は、英国の裁判所の最低保証年金(GMP's)に係る判決結果が、英国の当社グループの企業年金制度から既に脱退している過去の加入者に対しても適用されたことによるものです。GMP'sは、英国の公的年金制度において、付加部分を適用しない代わりに、グループの企業年金が引き受けるべき債務を表しますが、公的年金の給付には男女間の不均衡があり、このため当社グループの制度給付にも不均衡をもたらしていました。

(注8) 前第3四半期連結累計期間における設備休止に係る費用は、日本の建築用ガラス事業において過年度の台風被災に関連して発生した修繕費用です。

(g) 金融収益及び費用

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
金融収益		
利息収入	1,030	1,197
為替差益	64	36
超インフレの調整		
ー正味貨幣持高に係る利得	325	350
	1,419	1,583
金融費用		
社債及び借入金の支払利息	△9,277	△8,422
非支配持分に対する非持分金融商品である優先株式の支払配当金	△197	△184
為替差損	△109	△33
その他の支払利息等	△574	△338
	△10,157	△8,977
時間の経過により発生した割引の戻し	△135	△132
退職給付費用		
ー純利息費用	△151	17
	△10,443	△9,092

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期連結会計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
金融収益		
利息収入	364	414
為替差益	△32	6
超インフレの調整		
ー正味貨幣持高に係る利得	44	350
	376	770
金融費用		
社債及び借入金の支払利息	△3,077	△2,836
非支配持分に対する非持分金融商品で ある優先株式の支払配当金	△66	△63
為替差損	△98	△15
その他の支払利息等	△216	△140
	△3,457	△3,054
時間の経過により発生した割引の戻し	△46	△44
退職給付費用		
ー純利息費用	△53	6
超インフレの調整		
ー正味貨幣持高に係る損失	-	201
	△3,556	△2,891

(h) 法人所得税

当第3四半期連結累計期間における法人所得税の負担率は、持分法による投資利益考慮前の税引前四半期利益に対して49.9%となっています（前第3四半期連結累計期間は持分法による投資利益考慮前の税引前四半期損失に対して△7.7%）。

なお、当第3四半期連結累計期間の法人所得税は、2022年3月31日時点の実効税率を合理的に見積り算定しています。

英国政府は、2021年5月24日に税率変更を実質的に施行し、これにより2023年4月1日より法人税率が現行の19%から25%へ引き上げられることになりました。この法人税率の変更により、繰延税金資産が954百万円、繰延税金負債が2,382百万円、それぞれ増加します。またこの影響により、第1四半期連結会計期間において法人所得税を1,428百万円認識しました。

この英国の法人税率変更の影響を除くと、当第3四半期連結累計期間における法人所得税の負担率は、持分法による投資利益考慮前の税引前四半期利益に対して35.4%となります。

(i) 1株当たり利益

(i) 基本

基本的1株当たり利益は、親会社の所有者に帰属する四半期利益からA種種類株主へ支払われたA種種類株式の配当金を控除した金額を、当該四半期連結累計期間の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。A種種類株式にかかる配当金は、発行要項で定められた配当率に基づき算定されます。発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが買入れて自己株式として保有している普通株式及び株式報酬制度に基づき割り当てられた譲渡制限付株式のうち譲渡制限解除の条件を満たしていないものは含まれません。

	当第3四半期 連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (△は損失) (百万円)	8,633	△13,938
調整:		
- A種種類株式の配当金 (百万円)	△1,469	△1,469
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる利益 (△は損失) (百万円)	7,164	△15,407
発行済普通株式の加重平均株式数 (千株)	90,708	90,624
基本的1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	78.98	△170.01

	当第3四半期 連結会計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期 連結会計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	35	3,377
調整:		
- A種種類株式の配当金 (百万円)	△492	△492
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる利益 (△は損失) (百万円)	△457	2,885
発行済普通株式の加重平均株式数 (千株)	90,742	90,627
基本的1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	△5.04	31.83

(ii) 希薄化後

希薄化後1株当たり利益は、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式が転換されたと仮定して、当期利益と発行済普通株式の加重平均株式を調整することにより算定しています。当社グループには、ストック・オプションの行使、及びA種類株式に付与された普通株式を対価とする取得請求権の行使による潜在的普通株式が存在します。ストック・オプションについては、付与された未行使のストック・オプションの権利行使価額に基づき、公正価値（当社株式の当期の平均株価によって算定）で取得されうる株式数を控除したうえで、オプションの行使によって発行されうる株式数を算定します。株式報酬制度による譲渡制限付株式については、割り当てられた譲渡制限付株式のうち譲渡制限解除の条件を満たしていないものは潜在株式とします。A種類株式については、A種類株式の保有者にとって最も有利な条件での普通株式への転換を仮定して、発行されうる株式数を算定します。A種類株式の普通株式への転換は、2022年7月1日以降に普通株式を対価とする取得請求権が行使される場合に適用される係数を使用したうえで、希薄化効果を有する場合には、希薄化後1株当たり利益の算定に含めています。

	当第3四半期 連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
利益：		
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (△は損失) (百万円)	8,633	△13,938
調整：		
- A種類株式の配当金 (百万円)	-	△1,469
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる利益 (△は損失) (百万円)	8,633	△15,407
普通株式の加重平均株式数		
発行済普通株式の加重平均株式数 (千株)	90,708	90,624
調整：		
- スtock・オプション (千株)	607	-
- 譲渡制限付株式 (千株)	30	-
- A種類株式の転換の仮定 (千株)	50,679	-
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる 普通株式の加重平均株式数 (千株)	142,024	90,624
希薄化後1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	60.78	△170.01

(注) 前第3四半期連結累計期間においては、ストック・オプション、A種類株式の転換及び譲渡制限付株式が1株当たり四半期損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有していません。

	当第3四半期 連結会計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期 連結会計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
利益：		
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	35	3,377
調整：		
- A種類株式の配当金 (百万円)	△492	-
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる利益 (△は損失) (百万円)	△457	3,377
普通株式の加重平均株式数		
発行済普通株式の加重平均株式数 (千株)	90,742	90,627
調整：		
- ストック・オプション (千株)	-	988
- 譲渡制限付株式 (千株)	-	70
- A種類株式の転換の仮定 (千株)	-	50,679
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる 普通株式の加重平均株式数 (千株)	90,742	142,364
希薄化後1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	△5.04	23.72

(注) 当第3四半期連結会計期間においては、ストック・オプション、A種類株式の転換及び譲渡制限付株式が1株当たり四半期損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有していません。

(j) キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動

キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動は、当第3四半期末において満期を迎えていないデリバティブ取引の未実現利益から構成されています。当第3四半期連結累計期間において認識された当該未実現利益は主に燃料購入のための先渡取引によるものです。

キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動額の10,310百万円は、変動額総額の12,966百万円から法人所得税額2,656百万円を控除した後の金額です。

(k) 配当金

(i) 普通株式に係る配当金支払額

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
期末配当金		
配当金の総額 (百万円)	—	—
1株当たりの配当額 (円)	—	—

(ii) A種種類株式に係る配当金支払額

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
期末配当金		
配当金の総額 (百万円)	1,950	1,650
1株当たりの配当額 (円)	65,000	55,000

(l) 為替レート

主要な通貨の為替レートは以下の通りです。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	
	平均レート	期末日レート	平均レート	期末日レート	平均レート	期末日レート
英ポンド	153	156	139	152	136	141
米ドル	112	116	106	111	106	103
ユーロ	131	131	124	130	123	127
アルゼンチン・ペソ	—	1.12	—	1.20	—	1.22

(m) 営業活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期利益 (△は損失)	10,522	△13,504
調整項目：		
法人所得税	4,918	1,025
減価償却費 (有形固定資産)	25,536	23,778
償却費 (無形資産)	2,180	2,501
減損損失	342	80
減損損失の戻入益	△26	△964
有形固定資産売却損益	7	△282
子会社、ジョイント・ベンチャー、関連会社 及び事業の売却損益	△4,407	△505
繰延収益の増減	△126	△774
金融収益	△1,419	△1,583
金融費用	10,443	9,092
持分法による投資損益 (△は利益)	△5,588	△845
その他	△140	△505
引当金及び運転資本の増減考慮前の営業活動に よるキャッシュ・フロー	42,242	17,514
引当金及び退職給付に係る負債の増減	△3,483	△401
運転資本の増減：		
－棚卸資産の増減	△11,772	7,301
－売上債権及びその他の債権の増減	△2,688	△6,261
－仕入債務及びその他の債務の増減	5,549	△5,566
－契約残高の増減	213	△62
運転資本の増減	△8,698	△4,588
営業活動による現金生成額	30,061	12,525

(n) 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
現金及び現金同等物	58,673	43,608
銀行当座借越	△5,173	△3,096
現金及び現金同等物の期首残高	53,500	40,512
現金及び現金同等物	53,684	46,477
銀行当座借越	△9,116	△5,158
現金及び現金同等物の四半期末残高	44,568	41,319

(o) 公正価値測定

経常的に公正価値で測定される資産及び負債に関する公正価値ヒエラルキー

レベル1：同一の金融資産及び負債について、活発な市場における（未調整の）市場価格があれば、当該市場価格

レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、レベル1に含まれる市場価格以外のインプット

レベル3：市場価格に基づかない、観察不能なインプット

当第3四半期連結会計期間末（2021年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資不動産				
賃貸不動産	—	—	143	143
			143	143
その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産				
英国国債	7,119	—	—	7,119
上場株式	11,650	—	—	11,650
非上場株式	—	—	3,510	3,510
その他の債券	306	—	—	306
その他	—	—	49	49
	19,075	—	3,559	22,634
デリバティブ金融資産				
金利スワップ	—	65	—	65
為替予約	—	557	—	557
商品スワップ	—	13,960	—	13,960
	—	14,582	—	14,582
デリバティブ金融負債				
金利スワップ	—	450	—	450
為替予約	—	998	—	998
商品スワップ	—	475	—	475
	—	1,923	—	1,923

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資不動産				
賃貸不動産	—	—	214	214
	—	—	214	214
その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産				
英国国債	5,636	—	—	5,636
上場株式	9,642	—	—	9,642
非上場株式	—	—	2,810	2,810
その他の債券	303	—	—	303
その他	—	—	48	48
	15,581	—	2,858	18,439
デリバティブ金融資産				
金利スワップ	—	7	—	7
為替予約	—	184	—	184
商品スワップ	—	1,075	—	1,075
	—	1,266	—	1,266
デリバティブ金融負債				
金利スワップ	—	917	—	917
為替予約	—	480	—	480
商品スワップ	—	173	—	173
	—	1,570	—	1,570

当第3四半期連結累計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の資産または負債の振替はありません。

レベル2の金融資産及び金融負債は、デリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債です。デリバティブ金融資産及び金融負債の公正価値は、取引先金融機関等から提示された価格や期末日現在の市場価格に基づき算定しています。なお、当第3四半期末のデリバティブ金融資産のうち、商品スワップの公正価値は13,960百万円となり、世界的に燃料価格が上昇したため前年度末の1,075百万円から大きく増加しました。この評価益は（5）要約四半期連結財務諸表注記（j）キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動に記載の通り、要約四半期連結包括利益計算書で未実現利益として計上されています。

レベル3の資産は、主として投資不動産及び非上場株式です。投資不動産は、将来の予想賃貸料収益に基づく評価又は直近に入手した外部専門家による鑑定評価を参照して公正価値を算定しています。非上場株式は、売買目的以外のものであり、純資産価額や将来予想キャッシュ・フロー等を使用した評価技法を用いて公正価値を算定しています。レベル3の資産の公正価値は、様々な要因により変動します。投資不動産の公正価値に影響を与える主要な要因は、投資不動産が所在する市場における賃貸料相場や不動産価格の変動です。非上場株式の公正価値に影響を与える主要な要因は、これらが主として日本の事業会社によって発行された株式であるため、日本経済に関する成長予測です。

公正価値ヒエラルキーにおいてレベル3に区分されたその他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の調整表は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
4月1日現在	2,858	4,583
取得	700	—
処分	△0	△1,381
連結包括利益計算書で認識された評価損益	△3	△393
為替換算差額	4	44
12月31日現在	3,559	2,853

社債及び借入金の公正価値

当社グループの非流動の社債及び借入金の帳簿価額と公正価値は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (2021年12月31日)		前連結会計年度末 (2021年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
銀行借入金	296,072	278,470	316,362	297,393
社債及びその他の借入金	302	271	303	273
非支配持分に対する非持分金融商品である 優先株式	4,911	4,911	4,677	4,677
非流動の社債及び借入金 (リース負債を除く)	301,285	283,652	321,342	302,343
リース負債	25,875	—	27,804	—
非流動の社債及び借入金	327,160	—	349,146	—

当社グループでは、上の表に記載されたもの以外の資産及び負債の公正価値は、連結貸借対照表の帳簿価額に近似すると考えています。

(p) 超インフレの調整

2019年3月期 第2四半期において、アルゼンチンの全国卸売物価指数が、同国の3年間累積インフレ率が100%を超えたことを示したため、当社グループはアルゼンチン・ペソを機能通貨とするアルゼンチンの子会社について、超インフレ経済下で営業活動を行っていると判断しました。このため当社グループは、アルゼンチンにおける子会社の財務諸表について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、会計上の調整を加えています。

IAS第29号は、アルゼンチンの子会社の財務諸表について、報告期間の末日現在の測定単位に修正した上で、当社グループの連結財務諸表に含めることを要求しています。

当社グループは、アルゼンチンにおける子会社の財務諸表の修正のため、Instituto Nacional de Estadística y Censos de la República Argentina (INDEC) が公表するアルゼンチンの全国卸売物価指数 (IPIM) から算出する変換係数を用いています。2006年6月以降のIPIMとそれに対応する変換係数は以下の通りです。

貸借対照表日	全国卸売物価指数 (IPIM) (2006年6月30日 = 100)	変換係数
2006年6月30日	100.0	27.467
2007年3月31日	103.9	26.445
2008年3月31日	120.2	22.850
2009年3月31日	128.7	21.342
2010年3月31日	146.5	18.750
2011年3月31日	165.5	16.598
2012年3月31日	186.7	14.710
2013年3月31日	211.1	13.009
2014年3月31日	265.6	10.343
2015年3月31日	305.7	8.984
2016年3月31日	390.6	7.032
2017年3月31日	467.2	5.879
2018年3月31日	596.1	4.608
2019年3月31日	970.9	2.829
2020年3月31日	1,440.8	1.906
2021年3月31日	2,046.4	1.342
2021年4月30日	2,156.8	1.274
2021年5月31日	2,228.4	1.233
2021年6月30日	2,299.2	1.195
2021年7月31日	2,368.1	1.160
2021年8月31日	2,426.5	1.132
2021年9月30日	2,512.6	1.093
2021年10月31日	2,600.9	1.056
2021年11月30日	2,666.7	1.030
2021年12月31日	2,746.7	1.000

アルゼンチンにおける子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日を基準に変換係数を用いて修正しています。現在原価で表示されている貨幣性項目及び非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正していません。正味貨幣持高にかかるインフレの影響は、損益計算書の金融収益または金融費用に表示しています。

また、アルゼンチンにおける子会社の当第3四半期連結累計期間の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書は、上記の表に記載の変換係数を適用して修正しています。

アルゼンチンにおける子会社の財務諸表は、期末日の為替レートで換算し、当社グループの連結財務諸表に反映しています。比較連結財務諸表は、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」42項（b）に従い修正再表示していません。

(q) 重要な後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月7日

日本板硝子株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 朋弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬野 隆一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狭間 智博

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本板硝子株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結貸借対照表、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、日本板硝子株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月7日
【会社名】	日本板硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Sheet Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 森 重樹
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役常務CFO 楠瀬 玲子
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役代表執行役社長兼CEO森 重樹及び当社最高財務責任者である執行役常務CFO楠瀬 玲子は、当社の第156期第3四半期（自2021年10月1日 至2021年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。